

税制改正と相続税対策

知って得する！ 相続税の考え方

一生懸命働いてつくった財産は、できるだけ子どもや孫に残したいもの。もちろん税金はきちんと納めるのが国民の義務ですが、その範囲内でできるだけ節税をしたい、というのも人情でしょう。今回は、1月1日からの税制改正の内容とそれを踏まえた相続税対策のポイントをご紹介します。

税制改正4つのポイント

平成25年度税制改正で決定され、今年1月1日から改正された税制がスタートしました。今回の改正で、大きく注目されているのが相続税関連です。特に、基礎控除額が引き下げられたことで、これまで相続税の対象にならなかった人も、含まれる可能性が出てきました。

相続税を計算する場合、預貯金や株などのほかに、土地や建物の評価額なども含まれます。ここから借金や葬儀費用などを引いたのが「遺産総額」。そして遺産総額から基礎控除額を引いた金額が、課税対象となります。

今回の改正のポイントは、次の4つとなります。

① 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

4つのポイントの内容を見ていきましょう。

② 相続税の税率構造の見直し

③ 未成年者控除および障害者控除の税額控除額引き上げ

④ 小規模宅地等の特例における、限度面積の拡大と適用要件の緩和

① 遺産に係る基礎控除額の引き下げ

これまでの基礎控除額は「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」でした。例えば法定相続人が被相続人の配偶者と子ども1人の場合、

$$5,000万円 + 1,000万円 \times 2 = 7,000万円 \text{ (改正前)}$$

6,000万円×法定相続人の数」です。前のケースに当てはめると、

$$3,000万円 + 600万円 \times 2 = 4,200万円 \text{ (改正後)}$$

7,000万円と4,200万円ですから、かなりの差があります。不動産を所有している場合、一般の会社員でも課税対象になる可能性が十分にあります。

② 相続税の税率構造の見直し

最高税率の引き上げなど、税率構造が変わりました。図2を見てください。法定相続人の取得金額が大きくなればなるほど税率が上がり、最高で55%（従来は50%）になります。

ちなみに、これは法定相続人1人毎の取得金額にかかります。相続財産総額ではありませんのでご注意ください。

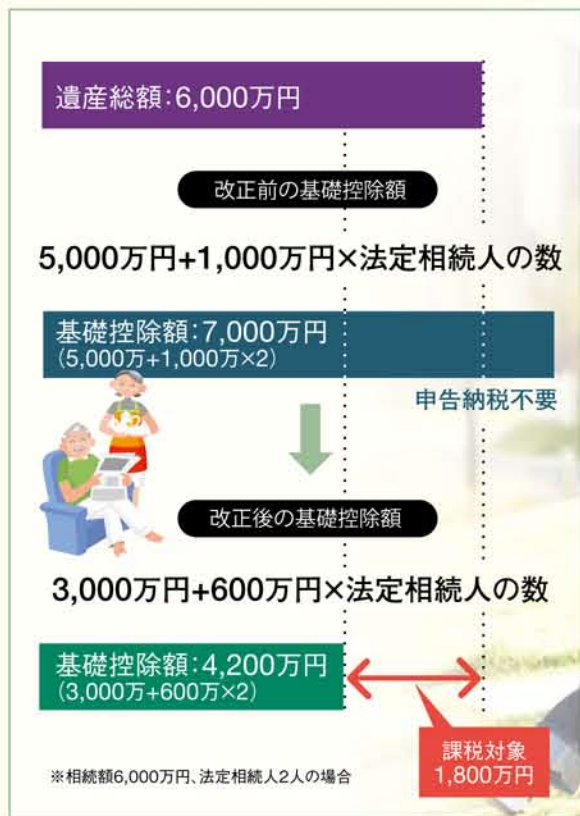
③ 未成年者控除および障害者控除の税額控除額引き上げ

未成年者控除および障害者控除の税額控除額が引き上げられました。未成年者控除の控除額は、改正前が「20歳までの1年につき6万円」であったのが「10万円」となりました。相続時に15歳の子どもであれば20歳まで5年ですから「6万円×5年＝30万円」（改正前）↓「10万円×5年＝50万円」（改正後）です。障害者控除は、85歳までの1年につき

各法定相続人の取得金額	【改正前】税率	【改正後】税率
～1,000万円以下	10%	10%
1,000万円超～3,000万円以下	15%	15%
3,000万円超～5,000万円以下	20%	20%
5,000万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下	45%	45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超～	55%	55%

図2 相続税の税率構造

図1 改正前と改正後の基礎控除額例



6万円（特別障害者は12万円）であったものが10万円（同20万円）となりました。

④ 小規模宅地等の特例における、限度面積の拡大と適用要件の緩和

「小規模宅地等の特例」とは、簡単に言うと、一定の要件の下に、親の自宅を子どもが相続する場合に、限度面積までの部分について一定の割合を減額するものです。改正前は240平方メートルまでが80%の減額でしたが、これが330平方メートルまで拡大されました。

さらに、これまでは建物内で行き来のできない2世帯住宅の場合は特例が適用されませんが、今回の改正で、内部がつながっていないとも認められることになりました。住宅構造の自由度が高くなっ

たことで、現在別居している人も、同居した方がメリットが高くなるケースも出てくるでしょう。

他に、居住用と事業用の宅地を選択する場合の適用面積も拡大されました。

相続税対策5つのポイント

相続税関連の改正ポイントを、駆け足で見てきました。もちろん、それぞれのケースごとにさまざまな違いがありますから、詳しくは顧問税理士などに相談される事をお勧めします。

続いて、この改正を踏まえた上で、相続税対策について考えてみましょう。

相続税というと「亡くなるのを待っているようで、考えるのがためらわれます」ま

図3 小規模宅地等の特例

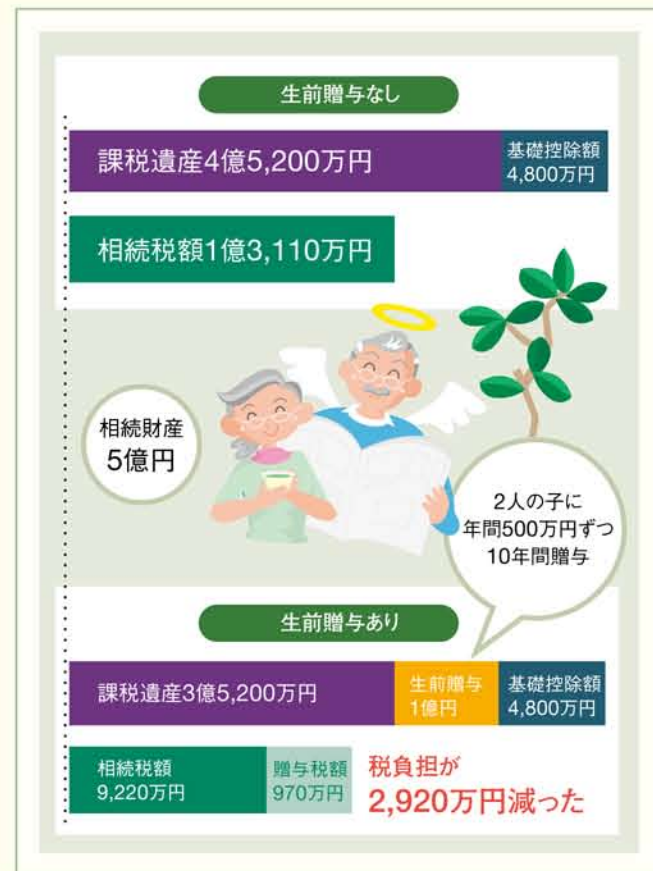




図5 「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の特徴

相続時精算課税制度	項目	暦年課税制度
60歳以上の親	贈与者	制限なし
20歳以上の子と孫	受贈者	制限なし
最大2,500万円	非課税範囲	年間110万円
(受贈額-2,500万円)×20%	税額	(受贈額-110万円)×8段階税率
非課税内でも申告必要	申告	非課税枠内なら申告不要(特例を除く)
贈与税がかかる場合は納付し相続時に精算	納付	贈与時に完了
相続財産に贈与財産を加えて相続税を計算	相続税	相続開始前3年以内の分は相続財産に計算
一度に多額の贈与がしやすい	メリット	相続財産を減らせ節税できる
一度選択すると暦年課税制度に変更できない	デメリット	一度に多額の贈与はできない

図4 暦年贈与の例(相続人が配偶者と子2人の場合)



たは「自分はまだ元氣だから、あまり考えた事がない」とおっしゃる方が少なくありません。けれども、現在の税制においては、早いうちからさまざまな対策を打っておくことで、いざという時に大きな違いが生じる可能性が高いのです。

対策1 小規模宅地等の特例の活用

今回の改正ポイント4で説明した、小規模宅地等の特例が、対策の第1ポイントになります。

改正ポイントの説明でも書いた通り、特例対象は従来240平方メートルまでし

産となつて、最終的に相続税の対象となります。けれどもこの制度を活用すれば、家賃分は相続税の課税対象から外れますのでメリットが生じます。

2,500万円を超える分については、一律20%の贈与税がかかります。そして、相続税が発生した時点で、この贈与税分を差し引いて税額が計算されます。仮に贈与税の方が大きかった場合は、差額が戻ってくるようになります。

「暦年課税制度」と「相続時精算課税制度」の特徴を図5にまとめました。それぞれメリット、デメリットがあります。

たが、今回330平方メートルまで拡大されました。一定の要件に該当し、この面積内であれば80%減額されます。

路線価30万円(1平方メートル当たり)の土地を250平方メートル相続するとして、これまでは240平方メートルまでが評価減対象でしたから、1,440万円+300万円=1,740万円の課税価格となっていました。これが今回の改正で、全体が減額対象となったことにより、1,500万円に下がります。改正ポイント1で説明したように、基礎控除額が4割ほど引き下げられましたので、減額が大きくなるのは、かなりのメリットを生じる可能性が高いでしょう。

加えて、二世帯住宅への適用も緩和され

税理士に相談するなどして、上手に利用してください。

対策4 「教育資金贈与」の活用

子どもや孫への教育資金を贈与するのではなく、孫への贈与が認められるようになったことで、より効果的な贈与が可能になりました。ただし、平成25(2013)年4月1日から平成27(2015)年12月31日まで、すなわち今年の末日までの時限措置です。(平成27年度税制改正大綱において、

ています。親子関係や生活スタイルに合わせた住宅設計の自由度が大きくなりました。

これまで一緒に暮らしていなかった2つの家族(例えば両親と息子夫婦)が、明日から急に二つ屋根の下で生活するのは、とても難しいことです。たとえ親子であっても、別居の期間が長ければ、それぞれの生活スタイルに大きな違いも生まれているでしょう。2つの家族が、互いにスタイルを守りつつ、いざという時にはすぐに世話が大きい「二世帯住宅」は、互いにメリットが大きいです。住まいについて考えることは、相続うんぬんの問題を一度脇に置いて「これからどう暮らしていくか」「良好な親子関係をどう築いていくか」について考えるきっかけにもなるのではないのでしょうか。

ところで、この特例を適用するには、相続税の申告が必要です。申告書を作り、親の財産に関するさまざまな書類を整え、税務署で手続きをしないと、適用は受けられませんのでご注意ください。

対策2 「暦年贈与」の活用

相続税対策の基本は「相続税の対象となる財産を減らす」ということです。その方法として活用したいのがさまざまな生前贈与の制度です。一定額まで非課税になるこの制度を活用しない手はありません。

例えば、年間110万円(基礎控除額)までであれば贈与税が非課税になります。110万円以上の贈与は、その額に応じて段階的に課税されます(最高55%)。これ

を「暦年課税制度」と言います。

ですから、毎年110万円以内ずつ贈与することで親の財産を減らしていけば、最終的に相続税の節税になるのです。

また、110万円以上の場合には贈与税がかかってくるのですが、最終的に相続税がどのくらいかかるかを試算し、それよりも贈与税が少なくなりそうであれば、暦年贈与の方がメリットがあるという考え方もあります(図4)。

また、110万円までであれば、子どもの配偶者や孫といった、法定相続人以外への贈与も可能です。

対策3 「相続時精算課税制度」の活用

生前贈与には、もう一つ「相続時精算課税制度」があります。「暦年贈与」が毎年少しずつ贈与する方法であるのに対し、この「相続時精算課税制度」は大きな額をまとめて生前贈与するものです。

2,500万円までであれば、贈与税は非課税になります。かなり大きなメリットですが、実は後に財産を相続する際、この非課税分の2,500万円も、親の財産に含めて計算し、その時点で相続税がかかるようになってしまいます。つまり「贈与された時は非課税だが、将来相続税がかかる」「課税の先送り」なのです。

それだったらメリットはない、と早合点してはいけません。例えば、アパートなど賃貸物件を生前贈与した場合、毎月の家賃収入は贈与された側の財産になります。贈与されなかった場合は家賃収入は親の財

平成31年3月31日まで延長を予定)

最大1,500万円まで、教育資金の贈与であれば非課税になります。内訳は、学校などに支払われる入学金や授業料の場合1,500万円まで。その他学習塾や予備校など学校以外に使われる場合には500万円までとなっています。

これまでも、孫の教育費をその都度渡していれば、それは非課税でした。この措置では、まとめて渡すことが可能になります。ですから信託銀行などに口座を作り、祖父母は一括して振り込んでおき、孫が必要に応じて引き出す——という使い方が可能になりました。

また、孫1人につき1,500万円です。4人いれば6,000万円まで非課税贈与が可能です。基礎控除額が4割も下がった現在、節税対策としてのメリットも大きいと言えるでしょう。

ただし、重要な注意点がありません。贈与された孫が、30歳になるまでに全額を使い切らなくてはならないということです。もし残ってしまった場合、その分は「贈与」とみなされて、相続税よりも高い税率の贈与税がかかってくる可能性があるのです。不要なほど多い金額を贈与するのではなく、適切な額にとどめることが肝心でしょう。あくまで第一目的は「かわいい孫の教育資金」。節税はプラスアルファのメリットと考えてください。

対策5 その他(生命保険など)

現金ではなく生命保険で財産を持つてい

れば、相続税の節税が可能です。というのも、相続人が受け取る保険金は500万円×法定相続人数までが非課税になるからです。たとえば法定相続人が3人であれば、1,500万円までが非課税となります。節税規模はあまり大きくありませんが、手軽に利用することができます。人気は「終身保険」(満期なしで、払った保険料以上の金額が死後に一時払されるタイプ)です。詳しくは、保険会社に相談してみてください。

相続人が何人もいる場合、土地家屋の分割は難しいので、代表して誰かが相続し、その代償金を他の相続人に払うことがあります。生命保険を活用してそのお金を作るという使い方もできます。

駆け足で対策ポイントを見てきました。1月1日からの税制改正で、これまで相続税の対象にならなかった人も、含まれる可能性がますますから、ぜひ一度見直して、必要であれば対策を講じてください。対策が早いほど、効果も大きいと断言していいでしょう。

それから、できるだけ専門家に相談することも大切です。顧問税理士がいる方は、まず話をしてみてください。もちろん、宇都宮商工会議所でもご相談を随時受けていますので、ぜひご利用ください。

(監修 関東信越税理士会宇都宮支部 倉井章氏)

